総務産業常任委員会記録

- 1. 開催日時 令和7年2月18日(火) 午前9時30分
- 2. 場 所 市議会第3委員会室
- 3. 出席委員 田村委員長・有田副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・ 早川委員・西村委員・松岡委員・田中委員
- 4. 委員外出席議員 南野議長
- 5. 欠席委員 なし
- 6. 執行部出席者 別紙のとおり
- 7. 議会事務局職員 大庭局長・白井主査
- 8. 協議事項
 - 3月定例会本会議(2月14日)から付託された事件(議案1件)
- 9. 傍聴者 なし
- 10. 会議の概要
 - · 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 9 時 40 分
 - ・ 審議の経過及び結果 (別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和7年2月18日

総務産業常任委員長 田村大治郎 記録調製者 白井陽子

田村委員長 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようにお願いします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。議案第 3 号「令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算(第 3 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑 はありませんか。

重廣委員 今回の補正予算はかなり金額の少ないものとなっております。何を質疑させていただこうかなと考えたときに、大変難しゅうございまして、1点だけ。2万9,000円ですか、増えておりますが、これはおそらく人件費の調整ということで出てるんではないかと思うんですが、お1人様だと思います。他の課にもあるんですよ、人件費調整っていうのが。金額は少ないですけど。ここはお1人様だけですので、具体的にどのような調整を行ってこの金額になったかというのを説明願えたらと思います。

施設管理班長 こちらにつきましては、職員共済組合の掛金の改定によるものでございます。

重村委員 せっかくの機会ですから 1 点だけ。予算書を見ていただくと 132 ページです。ここに湯本温泉特別会計の職員の給与費の明細書が載ってます。見解をお尋ねしたいんですけど、うちの長門市で持ってる職員の人件費とかいうのは、一般会計であれば例えば 430 名とか出てきてるわけですけど、この会計に限っては 1 名ということで、こういう資料がつけてあるわけですよね。それで、これは地方自治法とか、予算書を議会に提出するにあたっては、こういう様式でということで、必要な書類は添付しなさいということがこれは総務省のほうから、こういう様式で予算書は提出しなさいよということが、これ自治法上で決まってると思うんですけど。仕方なく 1 名の給与がこのように極端に言ったら居住手当が 31 万 8,000 円とか、ある意味では僕はもうこれ個人情報なのかなと。名前は書いてないにしてもね。そういった地方自治法上仕方ないことかもしれないけれども、じゃあ個人情報として見たときにどうなのかな。確か

に市民の方から見ると、ここの会計に携わってる人というのは誰かっていうのはよくわかんないかもしれないけど、少なくとも市の庁舎の方たちは、彼が張り付いてるっていうか、そこの任務をしてると。それで「あ、この人これだけの給与をもらってるんだ」と。例えば人事院勧告があっても、今回これだけ上がってるんだって、もう一目瞭然なわけですよね。地方自治法上のこの予算書に記載する有無、必要性、これは法的なものもあるのかもしれませんけど、片や個人情報として見たときに、いかがなものかって、私は前々から 1 名の部分があるから思ってるんで、ここについての見解っていうのは聞かせてもらってよろしいですか。

田村委員長 ちょっとその前にですけれども、なかなか所管としてはお答えしにくいご質疑だったかなと思うんですけれども。いかがですか。観光スポーツ文化部長としてお答え可能でしょうか。(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

観光スポーツ文化部長 議員ご案内のとおり、予算書を作る際には、人件費、給与費の増減は、どこの一般会計にしても、どの特別会計にしても、これは添付するのは、議会にきちんと明らかにするということは義務付けられております。自治法上の問題ですけど。特定の人間が1人であればわかるよというのは、重々我々も察せられるんだろうなとは思ってますけど、今のところですけども、いい方法の事例をまだちょっと勉強したことがないので、そこはやっぱりそういう方法論があればやっていきたいと思いますけども、やっぱり法で定められて皆様方に予算を明らかにするというところと、上手にやるというところはちょっと勉強もさせていただければというふうに思っております。

重村委員 あまりこれ以上喋ると委員長に止められそうなので。総務関係になってくるのかもしれませんが、予算書に記載されてるっていうことでね。私、常々思ってるのは、多分ここに着任していただいてる方も湯本温泉の特別会計、湯本温泉関係だけの事務に携わってるかというと、そうではないと思うんですね。観光政策課の職員の中の担当という形であれば、その予算書の作り方っていうのも、1名だからいけないっていうこともないかもしれないけど、今の社会っていうのは、やっぱり個人情報とか非常にうるさい時代でもあるし、確かに法令上仕方なくこういうことでやってきたかもしれないけど、今後はそういったところにも配慮しながら、私は公開されるべき資料として、考えられてもいいのかなと。だから、観光政策課の職員の中の1人として、その代わりこの予算書には人件費っていうのは上がってこないような形になるかもしれない、それがいいのか悪いのかっていうのはちょっとまた別問題でもありますけど、1名で特定の人がこれだけの給与が上がったとか、これだけもらってるとかそういうのはいかがなものかなというのがありましたんでね。今後、そういう問題があるということは念頭に入れて会計処理をしていっていただきたいというふう

に思います。

観光スポーツ文化部長 そういう観点で予算書をしっかり見るということはなかなかないので、とてもありがたいご指摘として、勉強を今後させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

重廣委員 今の続きなんですけど、1名張り付けておられますよね。張り付けるって言ったら失礼ですけど、担当の方が、その金額は 132 ページに出ておりますが、先ほど話が少し出かかったから出るかなと思ったんですが、その 1 名の方、この湯本温泉に関して特別にその業務だけをやっておられるのか、いろんな業務でやっておられるのか。なら、わざわざ先ほど言ったみたいに、この 1 名の金額を出す必要があるのか。例えばそれが 10 の仕事をしておられて、1 が 湯本温泉にあったと。ならその 10 分の 1 でもいいんじゃないかという発想もあるんですよね。その辺りの見解について。例えば今ついておられる方が日頃どのような業務をされているのか。湯本温泉に対してはこのような業務をされているというのをちょっと説明してください。

観光スポーツ文化部長 給与明細書 132 ページには 1 人ということで、この方は基本的にですけども、温泉特会の業務についているということですけど、ただ全て温泉特会をしているわけではなくて、やはり事務的に手伝うことがあれば、実質の業務上であれば観光政策課の一般会計のお手伝いもするでしょうし、ただ一般会計である観光政策課の職員も、緊急の場合であるとかそういうときにはやっぱりきちんとその業務に携わるということはあろうかというふうに思っております。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。今一度、議案第 3 号の全般にわたりご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務産業常任委員会を散会します。どなたもお疲れ様でした。

一 散会 09:40 一